

広報

ときめき きらめき いきいきを伝える



Seki

せき

2014
2/1
No.1636



交通事故から学ぶ……P2

TOPICS

市・県民税と所得税の申告のお知らせ…P6
臨時福祉給付金のお知らせ…P9
関市学校教育夢プラン…P10

お知らせ…P22
健康情報…P28
文化会館・図書館…P29

あなたの運転が子どもたちの命を守る

交通事故から 学ぶ

照会先 危機管理課
関警察署

☎23-7736
☎24-0110

平成25年は
5件発生！

人生のすべてを失う・・・それが交通事故。
ほんのちょっとした不注意が引き起こす
悲惨な交通事故を防ぐことはできない
のでしょうか。

関市内の交通死亡事故（平成25年）

※関警察署資料による

発生日事	事故の状況
2月中旬 15時	散歩中の 高齢歩行者 と軽自動車が発生し、歩行者が亡くなった。
8月中旬 16時	カーブ道路で自動車が横転。同乗していた若者が亡くなった。
9月中旬 3時	路上に横たわっていた人が軽自動車にひかれて亡くなった。
10月上旬 20時	道路を横断する 高齢歩行者 と軽自動車が発生し、歩行者が亡くなった。
11月下旬 17時	散歩中の 高齢歩行者 がバックしてきた軽自動車と衝突し、歩行者が亡くなった。

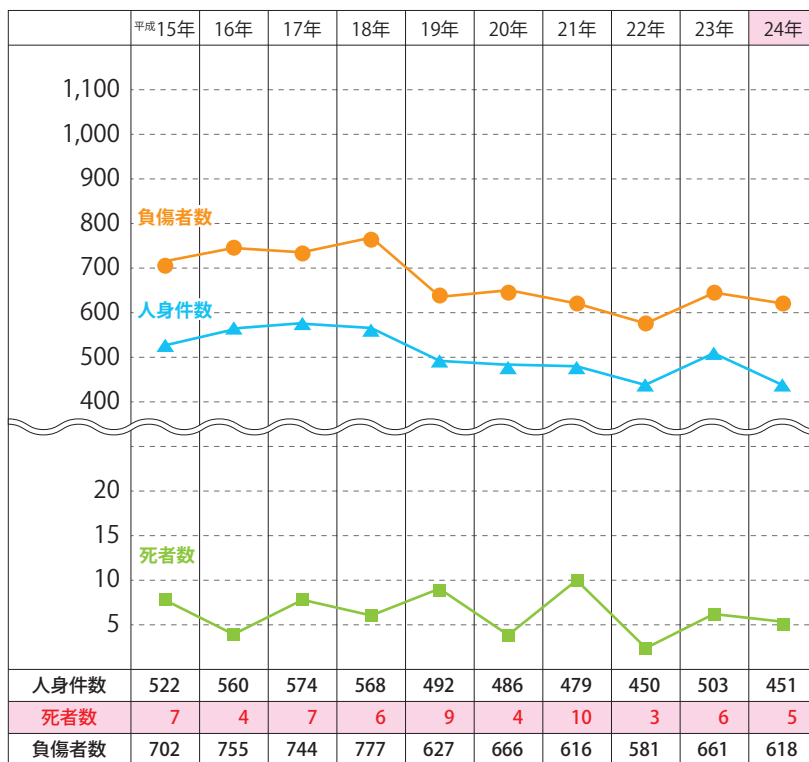
平成25年は、前年に比べて人身事故が38件の減少となりました。しかし、亡くなった方は5人と前年と変わらず、なかでも高齢者の事故が増加しています。

過去からの推移をみると、交通事故は年々減少傾向にありますが、ここ数年は横ばいとなっています。

地区別交通事故発生状況（平成25年）（人）

	人身事故		死者数		負傷者数	
		前年比		前年比		前年比
関	379	-43	2	-2	511	-72
武芸川	16	2	1	1	25	9
武儀	7	1	1	0	10	2
洞戸	7	2	1	1	6	0
板取	2	0	0	0	3	1
上之保	2	0	0	0	4	1
合 計	413	-38	5	0	559	-59

過去10年間の交通事故の推移（人）



交通事故死亡者5人のうち、高齢者が3人。特に**歩行中の高齢者**が事故に遭い亡くなるケースが増えています。

また、「**魔の時間帯**」と呼ばれる16～20時の事故発生が増えているのが最近の傾向です。

要注意！

市内の交通事故多発地点ワースト3

（※平成24年の発生事故）

No.1 山田交差点



◆人身事故 4件
◆物損事故 14件

No.2 倉知西交差点



◆人身事故 5件
◆物損事故 5件

No.3 西本郷通6交差点



◆人身事故 4件
◆物損事故 5件

もっとも身近な**犯罪**・・・それは**交通違反**！

●飲酒運転



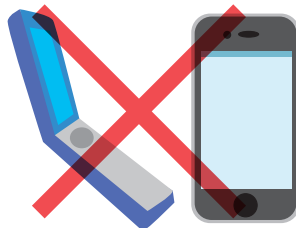
酒酔い運転 違反点**35**点 免許取消し
●5年以下の懲役または100万円以下の罰金
酒気帯び運転 違反点**25**点 免許取消し
●3年以下の懲役または50万円以下の罰金

●シートベルト違反



シートベルト着用義務違反 違反点**1**点
●後席もシートベルトをしなければなりません。
(高速道路では違反点**1**点が適用)

●携帯電話使用



携帯電話使用 (交通の危険)

●違反点**2**点 反則金9000円 (普通車)

携帯電話使用 (保持)

●違反点**1**点 反則金6000円 (普通車)



岐阜バス関営業所 運転助役 **石田 秋雄**さん

○プロのドライバーから見て危険だと思う瞬間は？

最近は自転車の運転を見ていてヒヤッとすることがよくあります。後方の確認もしないまま突然道路を斜めに横断したり、ものすごいスピードで歩道を走り抜けたり。自転車もマナーとルールを守らないと、大きな事故につながると思います。

○安全運転のコツは？

とにかくあわてず余裕を持って運転すること。新米のドライバーにもそう指導しています。

自転車運転に新たな交通ルール！

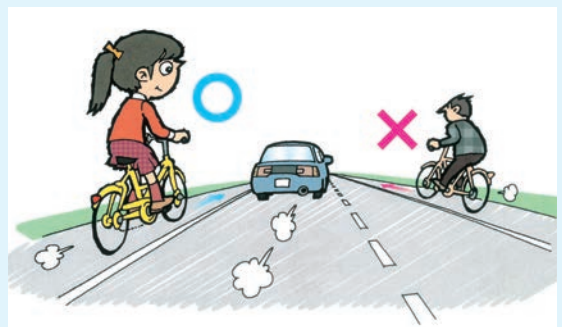
- ◆自転車などの軽車両が路側帯を通行するときは、道路の左側を通行しなければなりません。
- ◆適切なブレーキを備えていない自転車を運転してはいけません。

(警察官は自転車を停止させブレーキを検査することができます。)

こんなルール違反は、指導・警告の対象になります。

- ・歩道上でのハイスピード走行
- ・車道の右側通行
- ・携帯電話、イヤフォンなどを使用しながらの運転

H25.12/1道路交通法改正



自分のため、家族のため 事故を起こさない・・・

事故を起こさないための一番の方法・・・。

それは、運転の基本を忘れず、「初心にかえる」こと。免許を取ったばかりの頃は、誰しも慎重な運転に心がけ、交通ルールもしっかり守っていたはずです。ハンドルを握ったとき、あの頃の運転を思い出してみてください。「もしかしてあの車、出てくるかも・・・」

「あの車、止まらないかも・・・」

といった“かもしれない運転”を常に心がけ、周りに気を配り、運転に集中することが重要です。携帯電話を見ながら運転なんて、本当に危険ですよ！絶対にやめましょう。自分のため、家族のために、安全運転をしてください。



関警察署交通課・巡査部長 杉山 和弘さん

高齢者や子どもたちを交通事故から守るために・・・



シルバードライビングスクール シルバーセーフティスクール

高齢者自身が行動の特性や交通事故の実態を把握するための体験型講習です。

高齢者交通安全教室

老人クラブなどの地域活動の場において、交通指導員らが開催する交通安全教室では、交通事故についての話し合いにより安全意識を高めていきます。

通学路の交通安全見守り活動

多くの校区において、地域のボランティアにより子どもたちの登下校時の見守り活動が行われています。

児童・幼児交通安全教室

幼稚園、保育園、小学校において、交通指導員が開催する交通安全教室では、交通ルール、歩行者・自転車のマナーなど、幼少期から交通安全意識を啓発しています。



市・県民税と所得税の 申告のお知らせ

◆申告書の作成はご自身で◆

市・県民税の申告 ⇒ 会場は「市役所」、「各地域事務所」ほか

市・県民税申告会場	開設期間	時 間
市役所1階・市民ホール 洞戸事務所 板取事務所 武芸川事務所 武儀事務所 上之保事務所	2月17日(月) ～ 3月17日(月) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後5時
田原ふれあいセンター	2月25日(火)	午前9時30分～午後3時
富野ふれあいセンター	2月27日(木)	午前9時30分～午後3時
西部地区公民館	3月 6日(木)	午前9時30分～午後3時

◆市・県民税の申告をしなくてもよい人

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 給与所得または公的年金所得だけで、勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている人

◆市・県民税の申告が必要な人

平成26年1月1日現在、関市内に住所があり、平成25年中(平成25年1月～12月)に所得がある人で、次に該当する人は申告してください。

- ① 給与所得だけで、勤務先から市へ「給与支払報告書」の提出がされていない人(必要に応じて勤務先で確認してください。)
 - ② 公的年金所得だけで、各種控除(扶養控除、社会保険料控除等)を受けようとする人
 - ③ 給与所得や公的年金所得のほかに、農業・不動産・配当などの所得がある人 など
- ※ 給与を1力所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告は必要です。
- ※ 課税所得証明書などの証明書が必要な人は、所得がなくても市・県民税の申告が必要です。
- ※ 収入がなく、臨時福祉給付金の給付対象者に該当すると思われる方は、原則として市・県民税の申告が必要です。

◆市・県民税申告書は、税務課、西部支所、各地域事務所で配布します。なお、昨年市・県民税申告書を提出した人には申告書を送付します。

照会先 税務課市民税係 ☎23—8893

◆申告に必要な書類など

- ① 印鑑(朱肉を使用するもの)
- ② 給与・公的年金などの「源泉徴収票」(コピーは不可)
- ③ 事業(営業・農業)所得や不動産所得などがあつた人は、「収支内訳書」(事前に、ご自身での作成が必要)
- ④ 医療費控除を受ける人は、平成25年中(平成25年1月～12月)に支払った医療費の領収書と「医療費の明細書(医療を受けた人ごと)」(事前に、ご自身での作成が必要)
- ⑤ 国民年金・生命保険料・地震保険料などの支払証明書
- ⑥ 国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの など

申告会場混雑予想 カレンダー

(市役所市民ホール)

例年の傾向による見込みですので、実際の混雑状況とは異なることがあります。当日の天候などにより混雑状況が変わる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、午後よりも午前のほうが混雑する傾向にあります。

※申告の内容によっては受付時間が長くなる場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

月	火	水	木	金	土・日
2/17 混 雑	18 非常に混雑	19 非常に混雑	20	21	
24 混 雑	25 混 雑	26 混 雑	27 混 雑	28 非常に混雑	
3/3	4 混 雑	5 混 雑	6	7 混 雑	
10 混 雑	11 混 雑	12	13	14 非常に混雑	
17 非常に混雑					

※市・県民税の申告会場においても、所得税の還付申告などの受付ができますが、次の内容の申告をされる方は、関税務署（申告受付会場：アピセ・関）で申告をしてください。

- 土地、家屋などを売られた方
- 山林を売るなどされた方
- 損失の申告をされる方（株式売買など）
- 青色申告をされる方
- 贈与税、相続税などの申告をされる方

東日本大震災からの復興に関して実施する、防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの各年度分の市・県民税の均等割の税率に1,000円（県民税500円・市民税500円）が加算されます。

所得税・復興特別所得税の確定申告 ⇒ 会場は「アピセ・関」

確定申告会場	開設期間	時 間
アピセ・関 (関市平和通7丁目5番地1)	2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後5時 ※混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

申告・納付期限は、

所得税と
贈与税が

3月17日(月) 消費税が **3月31日(月)** です。

※開設期間中、関税務署(川間町)では申告書などの作成指導は行いません。(申告書の提出は受け付けます。)
また、申告に関する電話での質問などは、「アピセ・関」では受け付けていません。
関税務署(☎22—2233)へお尋ねください。(下記参照)

◆所得税の確定申告が必要な人

①事業（営業・農業）所得、不動産所得、雑所得（公的年金など）や一時所得などがあり、計算の結果、**所得税額が発生する人**

②給与の収入金額が2,000万円を超える人

③給与を2カ所以上から受けている人

④給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人 など

※確定申告をする人は、ご自身で所得税の申告書を作成してください。

※確定申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) から作成できます。

◆確定申告で所得税が還付される人

所得税の確定申告をする必要のないサラリーマンなどでも、次の場合は確定申告により所得税が還付される場合があります（申告者本人名義の口座番号などが必要）。

- ①住宅ローンを組んで住宅を新築、購入などをした人
- ②多額の医療費を支払った人
- ③会社を退職し、年末調整をしていない人 など

◆税理士による無料税務相談所の開設

所得税と消費税の申告について無料税務相談所を開設します。

- 期間…2月17日（月）～28日（金）（土・日曜日を除く）
- 時間…午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
- 場所…アピセ・関

◆平成25年分から復興特別所得税が適用されます。

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。

（給与と所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受けた給与などから復興特別所得税が源泉徴収されています。）

「復興特別所得税額＝基準所得税額（所得税額）×2.1%」

照会先 関税務署 ☎22—2233（代表）

※税務署の代表電話は、自動音声によりご案内しています。

国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

※なお、3月17日（月）までは所得税、消費税、贈与税の申告に関する相談は「0」を選択してください。

消費税法改正のお知らせ

平成26年4月1日から、消費税率および地方消費税率が引き上げられることとなりました。引上げ後の税率は、消費税率と地方消費税率の合計で8%になります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

URL <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

確定申告

申告書の作成は
国税庁ホームページが
おすすめ

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2

ネットを使って
e-Taxへ送信

パソコン + 電子証明書 + ICカードリーダライタ

を準備してネットで申告

e-Taxのメリット

- 24時間受付
- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー

印刷して送付

申告と納税

所得税および復興特別所得税
贈与税

3月17日（月）まで

所得税および復興特別所得税の確定申告の窓口での
相談・申告書の受付は、**2月17日（月）**からです。

消費税および地方消費税
（個人事業者）

3月31日（月）まで

振替納税をご利用の方

《振替日》

所得税および復興特別所得税

4月22日（火）

消費税および地方消費税（個人事業者）

4月24日（木）